

@は一もにあかふえ 会則

第1条 (名称)

当会は「@は一もにあかふえ」(略称:「は一もにあ」)と称する自助グループ、任意団体であ

る。

第2条 (事務局)

本会の事務局は、代表宅に置く。

第3条 (目的)

当会は、“発達障害”をはじめとする種々の疾患や障碍により生きづらさを感じる子どもから大人のための自助グループである。その当事者を抱える家族や、周囲で支援する人たちのための団体である。社会のなかでよりよく生きていくため、当事者家族同士や支援者が出会い、情報交換ならびに社会啓発活動をおこなう事を目的とする。

第4条 (会員) 本会の目的に賛同し、規約を順守することを参加の条件とする。

第5条 (役員) 本会には、次の役員を置く。代表 1名

副代表 1名

会計 2名

監事 1名

第6条 (役員を選出) 本会の役員は、会員の互選により選出する。

第7条 (役員決定) 本会の役員は総会にて選出し、出席者の過半数を持って決定する。

第8条 (職務分掌)

1.代表 会を代表し、その業務を統括する。2.副代表 代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。3.会計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

4.監事 業務執行状況および財産状況の監査を行う。

第9条 (役員任期) 役員任期は、4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。

第10条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 (会費) 会費は適宜定め、これを財源として本会の運営費用に充てる。

第12条 (規約改正) この規約は、会合に出席した会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。